

社 員 紹 介 ・ 入 社 祝 い 金 制 度 規 定

株式会社縁グループ

第1条（目的）

この規定は、優秀な人材の採用を促進し、入社を奨励するために設けられたものとする。

第2条（紹介者の対象）

本制度における紹介者の対象は、当社に在籍する正社員および契約社員、パート・アルバイトとする。

ただし、以下に該当する者は対象外とする。

- ・採用担当者
- ・紹介対象者と直接的な利害関係を有する者（例：親族、取引先など）
- ・入社前の内定者や新卒入社予定者（※入社後の制度利用可）

第3条（紹介対象）

紹介対象となるのは、当社が募集している職種に応募する外部の中途求職者であり、以下の条件を満たす者とする。

- ・紹介時点で当社に応募していないこと
- ・紹介者と直接的な利害関係がないこと
- ・対象者が過去に当社での勤務歴がないこと
- ・対象者が過去に紹介会社や採用媒体を通して当社への応募歴がないこと

第4条（紹介方法）

紹介者は、紹介を希望する場合、まず所属上長へ相談・報告を行い、候補者との面接を実施してもらうものとする。

その後、入社が決定した際に、所定の電子申請フォームにて紹介申請を行うこと。

申請は原則として入社日までに完了させるものとし、申請内容に不備がある場合は報奨金の支給対象外となる場合がある。

第5条（紹介報奨金）

紹介された候補者が採用され、以下の条件を満たした場合、紹介者に紹介料として支給する。

紹介料は保有資格に応じて決定されるものとする（※①参照）紹介料は給与とともに支給され、課税対象となる

- ・採用後3か月間継続して勤務した場合

※①資格別紹介報奨金一覧表

児童指導員任用資格・保育士資格保有者（パート）	30,000円
児童指導員任用資格・保育士資格保有者（社員）	50,000円
専門職、児童指導員（5年以上または指導員からの場合7年以上）	70,000円
児童発達支援管理責任者（実践研修受講済）	100,000円

第6条（入社祝い金）

弊社ホームページを通じて応募・採用された中途入社者及び社員紹介による中途入社者は、以下の条件を満たした場合に「入社祝い金」を支給する。

- ・入社日から試用期間3か月間継続し勤務した場合 一律 100,000円
- ・入社祝い金は給与とともに支給され、課税対象となる
- ・入社祝い金の支給は1回限りとし、退職後の再入社には適用されない
- ・過去に紹介会社や採用媒体を通して当社への応募歴がない
- ・新卒入社者は対象外とする。

第7条（入社支度金）

新卒入社者のうち、一人暮らしを開始する社員に対して、入社準備支援として「入社支度金」を支給する。

① 支給金額

- ・支度金額：150,000円（源泉徴収後の金額を支給）
- ・支給時期：入社日の1か月前に支給

② 支給条件

以下のすべてを満たす場合に限り、支度金を支給する。

- ・新卒入社であること
- ・入社に伴い引越しが必要であること
- ・居住エリアについて会社の指示に従えること
- ・申請時に誓約書を提出できること
- ・申請時に保証人を立てられること

③ 返還規定

- ・入社後3か月以内に退職した場合は、支度金の全額を返還するものとする

第8条（不正行為の禁止）

虚偽の申告や不正な紹介が判明した場合、紹介料・入社祝い金・入社支度金の支給は行わず、必要に応じて懲戒処分の対象とする。

第9条（制度の改定）

本制度は、会社の判断により改定・廃止することがある。改定時は社内通知にて周知する。

この規定は、令和7年9月1日から施行する。